第四百七十一号、昭和六十三年五月十六日農林水産省告示第六百十八号（一に係るものに限る。）、昭和六十二年九月十九日農林水産省告示第千二百六十八号、昭和六十三年五月二十一日農林水産省告示第六百八十四号（一及び三に係るものに限る。）、昭和六十一年七月二十三日農林水産省告示第千百六十五号、昭和六十三年六月七日農林水産省告示第七百八十号、昭和六十三年六月二十五日農林水産省告示第八百九十二号、昭和六十三年五月二十日農林水産省告示第六百七十七号（三、五、六及び七に係るものに限る。）

一　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○経済産業省告示第十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月三日

経済産業大臣　海江田万里

（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランズ　台湾　リュトッツ

（二）　変更前の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランズ　台湾　リュトッツ　タイチュン　ブランチ

9、レーン36、ﾚｰﾝｾﾝﾛｰｽﾞ、セクション3、ダイヤタウンシップ、台中県428、台湾

（三）　変更後の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランズ　台湾　リュトッツ　タイチュン　ブランチ

9、レーン36、ﾚｰﾝｾﾝﾛｰｽﾞ、セクション3、ダイヤ区、台中市428、台湾

（四）　変更年月日

平成二十三年一月一日

○経済産業省告示第十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十四日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録養成機関として登録をしたので、同規則第三十五条第三項で準用する第三十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年一月三日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号第十一号　学校法人城西大学

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年一月十三日農林水産省告示第六十五号、平成六年二月十六日農林水産省告示第三百五十一号、平成六年二月十六日農林水産省告示第三百五十二号、平成六年二月十六日農林水産省告示第三百五十八号、平成六年二月十六日農林水産省告示第三百七十号、平成六年三月十一日農林水産省告示第四百九十四号、平成六年一月十日農林水産省告示第十四号（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）、平成六年五月十九日農林水産省告示第八百三十六号（二に係るものに限る。）、平成六年七月十二日農林水産省告示第千五十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

第2　事業の種類　高速自動車国道東九州自動車道新設工事（大分県佐伯市大字上岡字角木地内から宮崎県延岡市北川町長井字本村地内まで）並びにこれに伴う二級河川及び市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　大分県佐伯市大字上岡字角木、字田ノ口、字太田、字上岡、字喜八上、字段、字喜八前、字札場、字沖通、字土井ノ外、字中河原及び字刃野木、大字稲垣字天神ノ尾、字天神ノ下、字田ノ口、字茶緑ノ下、字長畑ケ、字掃木、字下掃木及び字土井ノ内、大字長谷字山際、字元越、字江下、字中島、字沖ノ久保、字入詰、字屋根添、字山柳河原山付、字上井手、字甚五郎迫、字広久保、字ケイトウアン、字屋敷久保、字牛ブチ、字大鶴、字片野、字樋口、字鶴ノ地、字竹ノ脇、字黒岩、字大須田、字亀ノ甲、字工屋、字中ノ迫、字奥ノ谷、字塊ヶ原、字カバ河内、字天ヶ迫、字小石、字時石、字森ノ木及び字大長瀬、大字青山字串ヶ平、字後口川、字長山、字天神森、字大久保長山、字猪子ノ元、字岩畑ケ、字四ツ天畑、字広畑ケ、字鰐口、字小久保、字大谷ノ尻、字カンノ、字後口畑ケ、字大久保ソラ、字ハカノモト、字ハカノモト、字源六屋敷ノ上、字源六屋敷、字大久保、字迫ノ前、字屋敷ノ上、字大久保迫、字倉ヶ原、字迫田北平、字久保、字迫田、字迫田頭、字迫田南平、字御屋敷、字門口、字市福所、字中江川、字江川、字江川ノ外、字平原、字原、字井セノ平、字井ヌボヲリ、字シモノ平、字下谷川、字川田、字並、字長久保ノ口、字下平、字太郎ヤシキ、字イサキヤブ、字新平ヤブノ下、字竹添、字ヤブノ下、字新助屋敷前、字天神前、字下天神ノ前、字コヲブリガ谷口、字水車ノ下、字天神ノハキ、字水車向、字岩崎、字森ツル、字カタノ平、字山田上、字上谷川、字ニゴリフチ、字カタノ山ヒラ、字片野ツル、字辰次郎、字鼻次岩下、字次岩ノ下、字猪畑口、字トヒガ迫、字トヒケサコ、字清水口、字宮ヶ谷、字ヒヤシキ、字桑木原、字仏ノツル、字清水、字尾ノ、字滝山及び字井手口、蒲江大字野々河内浦字タルハン、字金正、字ドヤシキ、字中ミチ、字ハカノ下、字上ノ山及び字下ノ橋、大字森崎浦字阪本、字兼阪、字園地後、字園地原、字園地前、字天場前、字木場ノ上、字白木原、字松ヶ谷、字水ヶ谷、字山野下及び字草木薮、大字丸市尾浦字片山、字居神ヶ尾、字小河内、字小河内越及び字長羽山並びに大字波当津浦字小松ヶ谷、字尻無、字コエノ後、字安部谷及び字ヲンジ原地内

宮崎県延岡市北浦町古江字谷光及び字峠之尻並びに北川町長井字槍、字無田及び字大門地内

2　使用の部分　大分県佐伯市大字上岡字田ノ口、字太田、字迫田、字上岡、字喜八上、字段、字喜八前、字札場、字沖通、字土井ノ外、字中河原及び字刃野木、大字稲垣字天神ノ尾、字天神ノ下、字田ノ口、字茶緑ノ下、字長畑ケ、字土井ノ内、字掃木、字下掃木、字鵜ノ木及び字高畑、大字長谷字高畑越、字ナガ谷平、字元越、字山際、字江下、字中島、字沖ノ久保、字入詰、字屋根添、字山柳河原山付、字上井手、字甚五郎迫、字広久保、字ケイトウアン、字屋敷久保、字牛ブチ、字大鶴、字片野、字樋口、字鶴ノ地、字竹ノ脇、字黒岩、字大須田、字亀ノ甲、字工屋、字中ノ迫、字奥ノ谷、字塊ヶ原、字カバ河内、字天ヶ迫、字小石、字時石、字森ノ木及び字大長瀬、大字堅田字峠、字鳥越、字大越、字黒岩、字栗木鼻、字打ノ久保及び字イテガ平、大字青山字串ヶ平、字後口川、字長山、字天神森、字大久保長山、字猪子ノ元、字岩畑ケ、字四ツ天畑、字広畑ケ、字鰐口、字小久保、字大谷ノ尻、字カンノ、字後口畑ケ、字大久保ソラ、字ハカノモト、字ハカノモト源六屋敷ノ上、字源六屋敷、字大久保、字迫ノ前、字屋敷ノ上、字大久保迫、字倉ヶ原、字迫田北平、字久保、字迫田、字迫田南平、字門口、字市福